

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
が休き
がと日

に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同法同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその
効力を生ずる。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石破二朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十六年九月三日現在の地番による。）
-------------	----------------------------

浜坂字中瀬東側一部、九六三の一部、九六四の一部、九五四の一部、九五五の一部、九三一の一部、九三四の一部、九三五の一部、九四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに浜坂字中瀬西側のうち九三〇の一部、九三一の一部、九三四の一部、九三五の一部、九四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

浜坂字中瀬東側一部、九三五の一部、九四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに浜坂字中瀬東側のうち九四六の一部、九四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

土地改良法による換地処分をした旨の届出（二件）

土地改良事業計画の決定（二件）

土地改良法による換地処分をした旨の届出（二件）

土地の立入りの通知

◇公 告 昭和四十八年度砂利採取業務主任者試験の実施

◇正 誤 昭和四十八年六月二十二日付鳥取県公報第四千四百五十
三号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百四十六号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石二朗

破

二

朗

鴨河内字屋敷通

鴨河内字屋敷通のうち二、五二七の四及び二五二八の一四以外の区域

二、二五四の二、二、二五三の一、二、二五三の二、二、
二五四の二、二、二五四の九、二、二五四の一〇、二、二、
二五四の二及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十七年十二月七日現在の地番による。）
鴨河内字上ミ平ル	鴨河内字上ミ平ル全城並びに鴨河内字上新田二、六五八の一部、二六五九、二、六六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

鴨河内字上新田

鴨河内字上新田のうち二、六五八の一部、二六五九、二六六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、

鴨河内字屋敷通二五二七の四及び二、五二八の一四、並びに鴨河内字丁野田一、二四三、二、二四四、二、二四五の一、二、二四五二、二、二四五三、二、二四五四の二、二、二四五五の三、二、二四五六の一、二、二四五七の二、二、二四五八の一、二、二、二四五九の三、二、二四五九の四、二、二四五九の五、二、二四五九の六、二、二四五九の七、二、二四五九の八、二、二四五九の九、二、二四五九の一〇、二、二四五九の一、二、二四五九の二、二、二四五九の三、二、二四五九の四、二、二四五九の五、二、二四五九の六、二、二四五九の七、二、二四五九の八、二、二四五九の九、二、二四五九の一〇、二、二四五九の一、二、二四五九の二、二、二四五九の三、二、二四五九の四、二、二四五九の五、二、二四五九の六、二、二四五九の七、二、二四五九の八、二、二四五九の九、二、二四五九の一〇、二、二四五九の一、二、二四五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鴨河内字丁野田
鴨河内字屋敷通のうち二、五二七の四及び二五二八の一四以外の区域
四五の一、二、二四五五の一、二、二四五五の三、二、二四五六の一、二、二四五六の二、二、二四五七の一、二、二四五七の二、二、二四五八の一、二、二、二四五八の二、二、二四五九の一、二、二四五九の二、二、二四五九の三、二、二四五九の四、二、二四五九の五、二、二四五九の六、二、二四五九の七、二、二四五九の八、二、二四五九の九、二、二四五九の一〇、二、二四五九の一、二、二四五九の二、二、二四五九の三、二、二四五九の四、二、二四五九の五、二、二四五九の六、二、二四五九の七、二、二四五九の八、二、二四五九の九、二、二四五九の一〇、二、二四五九の一、二、二四五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鴨河内字上新田

鴨河内字上新田のうち二、六五八の一部、二六五九、二、六六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第四百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

3 昭和48年7月3日 火曜日

鳥取県公報

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十八年六月九日	福 羅 医 院	鳥取市秋里九五八の七
昭和四十八年六月一九日	本床整形多科医院	鳥取市西品治八〇六

鳥取県告示第四百四十九号

鳥取市岩坪入会林野整備組合組合長鳥取市岩坪四四三一～四四七合併地
大下卓夫から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十八年六

月二十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長
に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定によ
り、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗
青谷町北河原土地改良区	青谷町北河原土地改良区
退任した役員の氏名及び住所	退任した役員の氏名及び住所
理事 北村永保 氣高郡青谷町大字北河原一三番地一	理事 北村永保 氣高郡青谷町大字北河原一三番地一
村上博 九 "	村上博 九 "
田中徳重 六六 "	田中徳重 六六 "
監事田中栄 一五 "	監事田中栄 一五 "
廣富勝昭 六番地二	廣富勝昭 六番地二
尾崎壯治 七七 "	尾崎壯治 七七 "
七五番地一	七五番地一

任期満了により退任

六 番地二
七七 " 一
七五番地一

昭和四十八年七月四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり、土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の
届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

就任した役員の氏名及び住所

理事 北村永保 氣高郡青谷町大字北河原一三番地一

青谷町北河原土地改良区

村上 博 九
田中徳重 六
廣富正義 六
監事 川上条男 六
廣富勝昭 六
田中栄 六
尾崎壯治 七
昭和四十七年八月十四日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、
昭和四十七年八月二十五日就任 任期二年

千代水土地改良区
退任した役員の氏名及び住所
理事 太田豊三 鳥取市晚稲二三三番地
松本義雄 南隈六〇
田村正信 三七
坂本経太郎 秋里八六七
山本幸雄 八一
徳田吉久 安長五二七
上川上亀雄 三五三
細田茂雄 岩吉六三番地三
奥田賢治 三四三
前田義夫 天川勇吉
片山伝四郎 川上博永
山村伝四郎 坪内佑尊
前田義夫 小谷貞一
水口有男 天川勇吉
田村幸市 德吉一九四番地
水口有男 古海八三三番地の六
片山伝四郎 西品治五八八番地の一
田村幸市 二九九番地
水口有男 田島五四三番地六
田島五四三番地 五四五番地の一
西品治五八八番地の一
古海八三三番地の六
二九九番地
田島五四三番地

千代水土地改良区
就任した役員の氏名及び住所
理事 太田豊三 鳥取市晚稲二三三番地
松本義雄 南隈六〇
田村政信 三七
坂本経太郎 秋里八六七
木村義厚 八五六
中西耕三 安長五六三
坪内佑尊 三四三
川上博永 三五六番地の一
小谷貞一 德尾二五
天川勇吉
前田義夫 古海八三三番地の六
片山伝四郎 西品治五八八番地の一
山村伝四郎 二九九番地
前田義夫 二九九番地
水口有男 田島五四三番地
森下友五郎 晩稲二五六番地

監事 川上条男 九
森下幸平 六
德吉一四七
任期満了により退任
監事 森下反五郎 六
安長五六五
森下幸平 六
德吉一四七
森下反五郎 六
晚稲二五六番地

昭和四十八年三月三十日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、
昭和四十八年四月四日就任 任期二年

国府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

川上 繁三郎	中河 万亀男	市村 甚十郎
安長五六四	徳吉一五四	法花寺七四
高橋光義	西向美知雄	西向美知雄
鳥取市津ノ井二二〇	鳥取市津ノ井二二〇	町屋一一三
"	"	"
有本貞雄	東今在家一五四	"
岩美郡国府町大字美歎四九九番地二	"	"
"	"	"
監事 福谷正典	監事 福谷正典	監事 福谷正典
山田甚藏	城上清一	西向美知雄
"	鳥取市杉崎三八三	鳥取市杉崎三八三
"	"	"
糸谷一六〇番地	"	"
"	"	"
任 国府土地改良区	任 国府土地改良区	任 国府土地改良区
就任した役員の氏名及び住所	就任した役員の氏名及び住所	就任した役員の氏名及び住所
岩美郡国府町大字高岡四六七番地	岩美郡国府町大字高岡四六七番地	岩美郡国府町大字高岡四六七番地
"	"	"
理事 山本 進	理事 山本 進	理事 山本 進
下村達夫	谷一六〇	谷一六〇
"	"	"
神垣一四五	神垣一四五	神垣一四五
"	"	"
田辺壽二	麻生二一	麻生二一
"	"	"
坂本源藏	麻生三八二番地	麻生三八二番地
"	"	"
小林心暁	三二五	三二五
"	"	"
山口憲一	広西三八九	広西三八九
"	"	"
西垣正温	序二一四	序二一四
"	"	"
青木廉治	町屋二八七	町屋二八七
"	"	"
川上幸次	宮ノ下三〇	宮ノ下三〇
"	"	"
漆原康夫	中郷二七	中郷二七
"	"	"
大久保宗一	国分寺二九	国分寺二九
"	"	"
延雄	三代寺三二三	三代寺三二三
"	"	"

西垣正温	市村甚十郎	法花寺七四
田子川正利	高橋光義	西向美知雄
山口憲一	鳥取市津ノ井二二〇	鳥取市津ノ井二二〇
坂本正剛	"	"
前田喬喬	"	"
小林心暁	糸谷一六〇番地	糸谷一六〇番地
山口憲一	谷一六〇番地	谷一六〇番地
坂本源藏	岡益一〇三番地六	岡益一〇三番地六
"	"	"
福谷正典	谷一六〇番地	谷一六〇番地
山本泰	神垣一四五	神垣一四五
"	"	"
安本秀美	麻生九五	麻生九五
"	"	"
福谷正典	三八二	三八二
山本泰	三一五	三一五
"	"	"
西垣正温	広西三八九	広西三八九
"	"	"
序二一四	二〇五	二〇五

前川峯藏	横浜克己	下神五一
中嶋喜一	二八七	宮ノ下二七〇
漆原康夫	"	大栄町大字東園四〇八
大久保宗一	"	西園一一七五
市村甚十郎	"	国分寺一九
林延雄	"	法花寺七四
松田道謙	"	三代寺三一三
有本貞雄	"	東今在家一五四
福谷正典	鳥取市津ノ井二一九番地	岩美郡国府町大字美歎四九九番地二
城上清一	鳥取市杉崎三八三番地	糸谷一六〇番地
北条砂丘土地改良区		
退任した役員の氏名及び住所		
理事 田川力夫	東伯郡北条町大字江北六八九番地	
理事 清水孝志	一七六番三地	
理事 磯江稔	一九八八番地	
矢木高良	弓坂五〇六	
木原田前	弓原三〇三	
石宝高	北尾四八八	
木原田正	弓原六一三	
木松守	下神五一	
木矢木	松神七六四	
木根鈴		
木根一		
木山清		
木山重		
北尾四八八		

前川峯藏	横浜克己	下神五一
中嶋喜一	二八七	宮ノ下二七〇
漆原康夫	"	大栄町大字東園四〇八
大久保宗一	"	西園一一七五
市村甚十郎	"	国分寺一九
林延雄	"	法花寺七四
松田道謙	"	三代寺三一三
有本貞雄	"	東今在家一五四
福谷正典	鳥取市津ノ井二一九番地	岩美郡国府町大字美歎四九九番地二
城上清一	鳥取市杉崎三八三番地	糸谷一六〇番地
北条砂丘土地改良区		
退任した役員の氏名及び住所		
理事 田川力夫	東伯郡北条町大字江北六八九番地	
理事 清水孝志	一七六番三地	
理事 磯江稔	一九八八番地	
矢木高良	弓坂五〇六	
木原田前	弓原三〇三	
石宝高	北尾四八八	
木原田正	弓原六一三	
木松守	下神五一	
木矢木	松神七六四	
木根鈴		
木根一		
木山清		
木山重		
北尾四八八		

中川 豊春 一一〇三番地
 吉田 貢 由良宿一一六二
 小沢 義勝 " 一二一〇
 田村 淳之助 " 妻波七二九
 中川 豊春 一一〇三番地
 吉田 貢 由良宿一一六二
 小沢 義勝 " 一二一〇
 田村 淳之助 " 妻波七二九
 和四十八年四月三十日就任 任期三年

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 重藏	鳥取市倭文四一二番地の四	近藤 平八郎 竹生七一番地の二
田中 柳八	服部二四一番地	森 芳正 上味野二四四番地の一
有田 喜美雄	上味野二八一	山下 正夫 朝月二三六番地の一
木下 善藏	八頭郡河原町大字布袋三〇六	半田 輝實 六〇番地
有田 利久	鳥取市赤子田四二一	吉田 豊實 源太五一
西尾 朋一	三一八	横山 英雄 下味野四一四
片山 律寿	長谷九九	三田 茂實 四一三
影日 和美	一〇〇	福田 石藏 一八一
田村 福美	倭文三六四番地	西本 兼松 一九一一番地の一六
大上 祐久	五ー九番地の一	川口 由治 一八一
中村 隆春	四〇八番地の八	澤野 操 野寺三四番地の一
高田 光雄	玉津六一番地	依藤 武男 服部二三八番地
正喬	横枕四二二	柴田 重雄 菖蒲四三六
向国安 一三六	倭文三六四番地	三村 利夫 四七〇
	三	近藤 壽雄 赤子田三八二
		大西 勝美 二七六
		澤田 時 朝月八六
		菖蒲四六四

千代土地改良区

任期満了により退任

理事 加藤 重藏	鳥取市倭文四一二番地の四	近藤 平八郎 竹生七一番地の二
荻原 伊三郎	八頭郡河原町大字袋河原二五八番地	森 芳正 上味野二四四番地の一
荻原 忠雄	四五三番地の三	山下 正夫 朝月二三六番地の一
		半田 輝實 六〇番地
		吉田 豊實 源太五一
		横山 英雄 下味野四一四
		三田 茂實 四一三
		福田 石藏 一八一
		西本 兼松 一九一一番地の一六
		川口 由治 一八一
		澤野 操 野寺三四番地の一
		依藤 武男 服部二三八番地
		柴田 重雄 菖蒲四三六
		三村 利夫 四七〇
		近藤 壽雄 赤子田三八二
		大西 勝美 二七六
		澤田 時 朝月八六
		菖蒲四六四

木下善藏	八頭郡河原町大字布袋三〇六番地
中島實	稻常八五〇
西尾久雄	二一〇
有田利久	"
宮田定男	"
本城實	鳥取市長谷一八五番地の二
中村隆春	九七番地
小倉俊男	倭文四〇八番地の三
三浦平五郎	四二四番地の一
高田国治	二二七番地
谷口甚一	二二八番地
本多豊藏	二〇八
前田善一	一六一
小谷頼夫	横枕一六一
原田増藏	玉津六一
本城英賢	一六三
有田喜美雄	猪子二〇二
福田秀吉	向国安一七二
玉田定壽	竹生一四六
岸本正一	"
朝月二三六番地の一	"
上味野三四九番地の二	"
二八一番地	"
二五九	"
二五二	"
八七	"
二	"

横山政雄	源太六〇番地
宮澤節三	下味野六五六
安藤省太郎	三五七
川口柳藏	一四七
藤原清一	一三五番地の一
野村久雄	野寺一一七番地
田中柳八	服部二四一
依藤武男	二三八
三村利夫	菖蒲四七〇
川口由治	四三六
監事	二五五番地わ第一
中西美都男	"
岸本郁太郎	八頭郡河原町大字長瀬三一番地
近藤壽雄	鳥取市赤子田三二八
大西勝美	朝月八六
森本隆明	菖蒲三三三
昭和四十七年七月十六日開催の総代会において選挙の結果当選し、昭和	
四十七年七月二十二日就任 任期四年	
下市駅南土地改良区	
退任した役員の氏名及び住所	
理事 井上一男 西伯郡中山町下市七八	
福留孝之助 米子市道笑町一丁目一〇二	
斎尾二郎 西伯郡中山町下市八六	
殿河内四六九	

高見国雄	高見秀次郎	塩津一五三
大西清信	柴田直行	赤坂四〇〇
石井利夫	"	"
天島徳雄	"	"
高橋熊市	"	"
田中宣久	"	"
加藤幸三郎	"	"
辻敏治	"	"
就任した役員の氏名及び住所	下市駅南土地改良区	監事
理事	井上一男	高口若光
足立周治	西伯郡中山町下市七八	任期満了により退任
齊尾二郎	松河原二九四	"
大西清信	下市八六	"
田中宣久	岡五一	"
高塚典正	塩津六九五	"
高留卓司	西伯郡中山町殿河内四六九	"
福山良司	上市四七	"
高渡見繁	住吉一一〇	"
高見良三	五一二の六	"
高橋三二八	"	"

高見秀次郎	塩津一五三
柴田直行	赤坂四〇〇
西伯町土地改良区	監事
就任した役員の氏名及び住所	高口若光
理事	藤原政義
就任した役員の氏名及び住所	西伯郡西伯町大字徳長八七
新開川土地改良区	任期昭和五十年三月二十四日まで
就任した役員の氏名及び住所	昭和四十七年十一月十六日定款変更の役員増員に伴う選挙により当選し、昭和四十八年四月七日就任 任期昭和五十年三月二十四日まで
新開川土地改良区	退任した役員の氏名及び住所
就任した役員の氏名及び住所	昭和四十七年五月十五日死亡により退任
理事 大上良三	米子市西福原一、六二一
米子市西福原九五三番地	昭和四十八年四月二十三日開催の総会において役員選挙の結果当選し、昭和四十八年四月三十日就任 任期昭和五十一年四月五日まで

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 高田国治 鳥取市倭文二〇八番地
監事 岸本郁太郎 八頭郡河原町長瀬三一番地の二

高田国治は、昭和四十八年四月十九日死亡により退任、岸本郁太郎は、昭和四十八年二月二十六日本人のつごうにより退任

千代土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 美田 敏 八頭郡河原町稻常七六六番地

昭和四十八年四月三十日総代会において役員選挙の結果当選し、昭和四十八年五月七日就任 任期昭和五十一年三月三十一日まで

大山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 松田万喜郎 西伯郡大山町末長三〇

本人のつごうにより昭和四十八年五月十七日辞任

北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本涼三 東伯郡北条町大字国坂二三〇

昭和四十八年四月七日死亡により退任

福部土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 水野忠治 岩美郡福部村大字湯山六八八番地の六
森本久男 " " 八一六番地

皆川浩輝 " " 三
小谷政美 " " 一四三五番地一

石谷米太郎 " " 海士六三五番地

岸本幸一 " " 五四六八

谷本輝 " " 三四三番地一

横山英太郎 " " 細川三四〇番地一

村上剛毅 " " 岩戸一番地の三

上田晰雄 " " 一一七番地

浜本助市 " " 海士五二二

橋本敦郎 " " 湯山七三

早野元次 " " 岩戸八の二番地

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を昭和四十八年六月二十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、若土土地改良区の定款の変更を昭和四十八年六月二十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月二十日付で気高郡青谷町大字青谷四、〇四七青谷町長井島英己ほか一人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（一本松地区農地開発）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（一本松地区農地開発）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十四号

昭和四十八年六月十二日付で若土土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（若土地区農道舗装）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市鴨河内九八三一二番地

若土土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十五号

昭和四十八年六月四日付で大栄町長から申請のあつた土地改良（西園地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年七月三日

鳥取県転事 石 破 二 朗

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市鴨河内二、六二三番地生竹土地改良事業共同施行委員長衣笠清市から倉吉市鴨河内二、六二三番地一衣笠清市ほか十二人の者が行なう土地改良事業に係る生竹地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する場所
- 四 大栄町役場

昭和四十八年七月四日から二十日間

鳥取県告示第四百五十八号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業の名称
 - 二 建設大臣
 - 三 事業の種類
 - 四 立ち入ろうとする期間
- 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市丸山町一五八番地浜坂土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る中瀬・賀露向の参地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
- 昭和四十八年七月三日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十七号

鳥取県公報

1

公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和48年度の砂利採取業務主任者試験を次のことおり実施する。

昭和48年7月3日

鳥取県知事 石破二朗

試験科目及び時間

試験の科目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から12時まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和48年7月31日（火）

(2) 試験の場所 倉吉市巖城 中部砂利生産協同組合会議室

3 受験手続

次の書類を当該管内の土木出張所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、住所地を管轄する土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手写形とし出願前6箇月以内に撮影した正面半身像のものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する全額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけること。

5 受験願書の提出期間

昭和48年7月5日から昭和48年7月14日まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

正

黒

昭和48年6月11日付鳥取県公報第4456号に記載のとおり、

正

黒

正

黒

正

黒

正

黒

正

黒

正

黒

正

黒

正

黒

正

黒

正

黒